

暫定的な大阪府庁業務継続計画(BCP)(第1版補訂)の概要

暫定的なBCP作成の考え方

BCPとは

大規模災害発生時に災害対応を行いつつ、通常業務を速やかに回復させるために、どのように対応していくかを示すべきもの。

BCPは、府庁等が被災することを前提に、業務資源の確保等の観点から、対策の実現のための具体的な手順等を規定したものであり、地域防災計画や災害等応急対策実施要領等の実行性を補完するもの。

大阪府では、平成21年6月に地震災害編の第1版（以下「現計画」という。）を作成した。

基本的な考え方

南海トラフ巨大地震を前提に加えた、現計画の抜本的改訂を行うまでの間の対応として、現時点での業務資源（組織人員、庁舎等）を踏まえた暫定的なBCPを作成（現計画を補訂する別冊を策定）

想定被害

上町断層帯地震による被害想定を基本とし、南海トラフ巨大地震については津波浸水想定等の被害想定を可能な範囲で考慮に入れるものとする。

補訂項目

現計画を補訂する主な項目は次のとおり。

- 継続すべき最優先業務等、○最優先業務等に必要な業務資源（職員数）の整理
- 業務継続のための体制確立（職員確保）、○業務継続のための業務資源の確保（執務室）

継続すべき最優先業務等と必要な業務資源(職員数)

最優先業務等

災害時に継続すべき最優先業務等についての考え方は現計画のとおりとする。

【発災後3時間以内】

特に初動期の全庁的な災害応急対策業務

【発災後24時間以内】

各部署で最優先の災害応急対策業務と継続通常業務

【発災後72時間以内】

各部署で優先の災害応急対策業務と通常業務

最優先業務等に必要な職員数(1,050)

	大手前	咲洲	合計
発災後3時間以内	353	98	451
発災後24時間以内	571	223	794
発災後72時間以内	722	328	1,050

大手前（本館、別館、新別館、分館6号館、森田ビル、データセンター、マイドームおおさか、府立労働センター）

咲洲（咲洲庁舎、ATC）

業務継続のための体制確立(職員確保)

職員確保

(1)執務時間内で被災する場合

大手前庁舎で業務に従事不可能な職員が多く発生する可能性があるが、必要な職員数は確保できると想定される。

(2)執務時間外での職員参集状況

参集可能な職員数を時系列で把握するために、現計画において設定した参集不能や遅延に係る条件等に基づき、本庁職員の居住地の情報を踏まえて予測を行った。

・上町断層帯地震

	大手前	咲洲
発災後3時間以内	177 (384)	13 (197)
発災後24時間以内	683 (683)	383 (383)
発災後72時間以内	911 (911)	511 (511)

・南海トラフ巨大地震（津波警報のため咲洲庁舎には参集せず、大手前に参集）

	大手前
発災後3時間以内	227 (544)
発災後24時間以内	1,012 (1,012)
発災後72時間以内	1,349 (1,349)

※現計画の条件のほか、津波浸水による参集困難を一定考慮

*（ ）内は自転車による参集

上記結果より、現計画同様、職員数の確保のため、職員は可能な限り自転車による参集に努めるものとする。

業務継続のための業務資源の確保(執務室)

業務資源確保(執務室)

○被災により影響を受ける庁舎

- ・本館・分館6号館・森田ビル・府立労働センター
- ・咲洲庁舎

庁舎が甚大な被害を受ける可能性あり。また、発災後24時間は、停電の可能性あり。大阪府に（大）津波警報が発表されている間は、職員の参集困難。

○執務室の確保策

- ・庁舎の一部で執務室が利用できない事態が生じた場合には、自家発電機（56時間発電可能）のある別館の利用を基本に執務室の移転をはかる。この場合、平時に別館で執務をしている所属にあっては、災害時に継続すべき最優先業務等以外の業務は停止し、他所属の最優先業務等に携わる職員に余剰の執務スペースを明け渡すこととする。

平時の別館での執務人数 1,504人（平成25年5月1日現在）